議員提出議案第１１号

虚偽の陳述に対する告発の件

上記議案を別紙のとおり会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和８年１１月１９日提出

渋川市議会議長　安カ川　信之　様

提出者　市の保有する個人情報漏えいに
関する調査特別委員会
委員長　　田中　猛夫

別紙

議員提出議案第１１号

虚偽の陳述に対する告発の件

本議会は、議決により市の保有する個人情報漏えい関する調査のため、被告発人を関係人として証言を求めたところ、虚偽の陳述をしたものと認められるから、地方自治法（以下「法」という。）第１００条第９項の規定により告発するものである。

１　告発人及び被告発人

（１）告発人

群馬県渋川市議会議長　安カ川　信之

（２）被告発人

前渋川市長　髙木　勉

２　告発理由

本件は、渋川市議会議員望月昭治氏及びその家族に関する、個人情報の保護処理をしていない状態の公文書等（以下「個人情報未処理の公文書等」という。）が市役所から複数漏えいした（以下「本件漏えい」という。）ことが発覚し、設置された調査特別委員会が行った証人尋問における証言に関するものである。

被告発人髙木勉（以下「被告発人」という。）は前渋川市長である。

被告発人は北橘町在住の市民である[redacted]氏から、望月昭治氏の行為に関し森林法違反、土砂条例違反、農地法違反及び地方税法違反等の疑いがあるとの通報を再三にわたり受けていた。

被告発人は、当該通報に関して[redacted]氏らと面談をする中で、市の保有する公文書を見せたところ、[redacted]氏に写しを提供するよう求められ、情報共有のため望月昭治氏及びその家族の個人情報未処理の公文書等の写しを市長応接室で渡した、[redacted]氏以外の者には渡したことはない、同席者に

ついては覚えていないと証言した。

これに対し、[redacted]氏は望月昭治氏に関連する個人情報未処理の公文書等を多数保有しているが、これらはすべて角田喜和議員が持ってきたもので、被告発人から受け取ったことはないと証言した。

被告発人と[redacted]氏との面談に同席した[redacted]氏及び[redacted]氏は、被告発人が[redacted]氏に直接文書を渡すところを見たことはないと証言した。

この証言を踏まえて、調査文書３（最終頁最下段の枠囲みの文書。以下同じ）についての各証人の証言を検証した。

被告発人の、文書を渡したことは記憶しているが、同席者については記憶にないとの証言は、信憑性が低く、信用することができないので採用しない。

[redacted]氏は、調査文書３は[redacted]氏が同席する中で、角田喜和議員が持ってきたと証言した。[redacted]氏は髙木勉市長から調査文書３を提供されたのであれば、そのとおり証言すればよいのであって、虚偽の証言をしなければならない相当の理由があるとは認められず、信憑性があり信用することができると判断し、事実と認定する。

また、[redacted]氏及び[redacted]氏は髙木勉市長と利害関係がなく、虚偽の陳述をする動機がないことから、信憑性があり信用することができると判断し、両氏の証言は事実と認定し、採用することとした。

角田喜和議員は、[redacted]氏に届けたのは調査文書３ではなく、議員として正規に請求し、市当局から提供された個人情報の保護処理をされた土砂条例関連文書であると証言した。

[redacted]氏は、角田喜和議員が[redacted]氏の事務所に当該文書を届けた時に同席していた、角田喜和議員が持ってきたのは間違いなく調査文書３だったと証言した。

角田喜和議員は、３回に及んだ証人尋問において、証言が二転三転し、前回と全く異なった証言をすることが頻繁にあった。その証言には一貫性がなく、信憑性は著しく低いと判断せざるを得ないものであった。よって、角田喜和議員の証言は採用しないこととした。

一方で、[redacted]氏は角田喜和議員と利害関係がなく、虚偽の陳述をする動機がないことから、信憑性があり信用することができると判断し、[redacted]

[redacted]氏の証言は事実と認定し採用することとした。

さらに[redacted]氏及び[redacted]氏は、[redacted]県議会議員の控え室において[redacted]氏が調査文書３を示して問い詰めたところ、角田喜和議員は自分が[redacted]氏に渡したものに間違いないと認めたのを聞いたと証言した。

[redacted]氏及び[redacted]氏も虚偽の陳述をする動機がないことから、証言は信憑性があり信用することができると判断し、事実と認定した。

それらを総合して、本調査特別委員会は、調査文書３は被告発人が[redacted]氏に渡したのではなく、市役所内部から角田喜和議員により持ち出され、[redacted]氏が同席する中で[redacted]氏に届けられたと認定した。

以上のことから、本件漏えいで流出した全ての個人情報未処理の公文書等は、自分が[redacted]氏に渡したという被告発人の証言は、本調査特別委員会の調査を攪乱し、真相究明を阻むことにより、本件漏えいの経緯や加担した者を特定させないことを目的として、自己の記憶に反して虚偽の陳述を行ったと認定したものである。

これにより、被告発人が宣誓の上で行った証言は、法第１００条第７項に該当すると認められるので、被告発人を法第１００条第９項の規定により告発するものである。

３　告発の対象とする証言内容

（被告発人）

[redacted]氏から望月昭治氏関連で、土砂条例違反、夜間の土砂搬入、過積載及び産廃の不法投棄が行われているので、調査、告発しろと何度も要求されていた。調査文書３を見せたところ、写しを求められたので渡した。

（[redacted]氏）

令和２年９月１６日頃、自宅で[redacted]氏が同席しているところに角田喜和議員が調査文書３を持ってきた。議長公印が押印された送付書がついており、中身は黒塗り等の個人情報の保護処理がされていなかった。

（角田喜和議員）

[redacted]氏に土砂条例の関係の文書を取ってくれと頼まれたので、議員として正規の資料請求を行い、個人情報の保護処理をされた土砂条例関連

文書を入手した。当該文書は議長公印が押印された送付書をつけて、そのまま[redacted]氏に渡した。

（[redacted]氏）

令和２年９月１６日頃、[redacted]氏の事務所で、角田喜和議員が調査文書３を持参した時に同席していた。

角田喜和議員宛で、市議会議長の公印が押してある送付書がついていた。個人情報の保護処理がされていない起案書や図書は見たこともなかったので、議員の調査はすごいなと強く印象にある。

（[redacted]氏）

被告発人との面談に同席したのは、[redacted]氏、[redacted]氏、角田喜和議員及び私の４人だったと思う。

被告発人と面談した際に、被告発人からも市職員からも文書を渡されたことはないし、同席者がもらうところを見たこともない。

（[redacted]氏）

被告発人との面談には伊勢久美子市長戦略部長がいて、こちらは主に[redacted]氏、[redacted]氏、角田喜和議員及び私だった。

市長応接室での面談の際、被告発人が[redacted]氏に文書を渡しているところは見たことがない。

[redacted]県議会議員の控え室で、[redacted]氏が調査文書３を示して問い詰めたところ、角田喜和議員は自分が[redacted]氏に渡したものに間違いないと認めた。

（[redacted]氏）

令和５年２月１０日に[redacted]県議会議員の控え室で、[redacted]氏が調査文書３が綴られた青いファイルを示しながら、お前が伊勢久美子市長戦略部長から文書をもらってこのファイルに綴じたのか、それとも、綴じてあったファイルを持ってきたのかと角田喜和議員に迫った。すると角田喜和議員が、「伊勢久美子市長戦略部長からもらって自分がファイルに綴じた。」と認めた。

その場には[redacted]氏、[redacted]氏、角田喜和議員、[redacted]県議会議員及び私の５人がいた。

（調査文書３）　望月建設株式会社が「渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」により、田之郷川において施工中の土砂の搬入等にかかる申請、許可、報告書類等一式で、個人情報の保護処理がされていない状態で流出したものを指す。調査文書３と同一で、個人情報の保護処理をされた文書は「土砂条例関連文書」と表記する。

漏えいした個人情報：職員の印影、個人の住所、氏名、印影、住民票、事業者の印鑑証明、実印の印影、従業員の氏名、印影、電話番号